

令和2年3月1日

保護者 様

大阪府立高津高等学校  
校長 山崎 晃昭

### 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

早春の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、標記について、文部科学省からの通知を受け、大阪府教育庁より生徒の感染及び感染拡大を防止するため、3月2日から4月7日までの期間、いわゆる「臨時休業」の措置をとるよう通知がありました。臨時休業期間の生徒の皆さんの行動については、感染及び感染拡大の防止の観点からご不便をお掛けしますが、下記の通り、よろしく願いいたします。

#### 記

- 1 生徒の皆さんは人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
- 2 生徒の皆さんは学習に遅れが生じないように、家庭学習を適切に行うようにしてください。
- 3 学校行事等（終業式、校内外の部活動、宿泊行事等を含む）は中止となります。
- 4 本校ホームページに必要な情報を掲載しますので、生徒の皆さんは1日1回、必ず本校HPを確認するようにしてください。
- 5 3月5日に予定していた答案返却、3月23日に予定していた通知票等の配付、3月24日に予定していた教科書販売などについては、日程および実施形態の変更などを検討しています。本校ホームページにおいて連絡しますので、確認するようにしてください。
- 6 臨時休業期間に風邪や発熱等の症状が見られた場合は、下記の①～③の対応を実施してください。

**A 風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている。（高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度）**

**B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。**

  - ① 上記のA、Bいずれかに該当する場合は、最寄りの「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」へ連絡してください。  
※ センターへ相談した結果、新型コロナウイルス感染の疑いがあるとされた場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されます。その際は、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避け、マスクを着用して受診してください。
  - ② 上記のA、Bいずれかに該当しないが、発熱や風邪の症状がみられる場合は、特に外出を控え、症状が改善しない場合はかかりつけ医を受診してください。
  - ③ その他の場合で、新型コロナウイルスの感染に不安がある場合は、「府民向け相談窓口」をご活用ください。

○医療機関から、新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断された場合は、速やかに学校に連絡してください。
- 7 3月2日以降も教職員は原則として通常の勤務をしております。ご質問やご相談等がありましたら、お問い合わせください。